

地方公務員の 年金制度等が変わります

～厚生年金保険法等の改正の概要～

付録 制度改正施行スケジュール



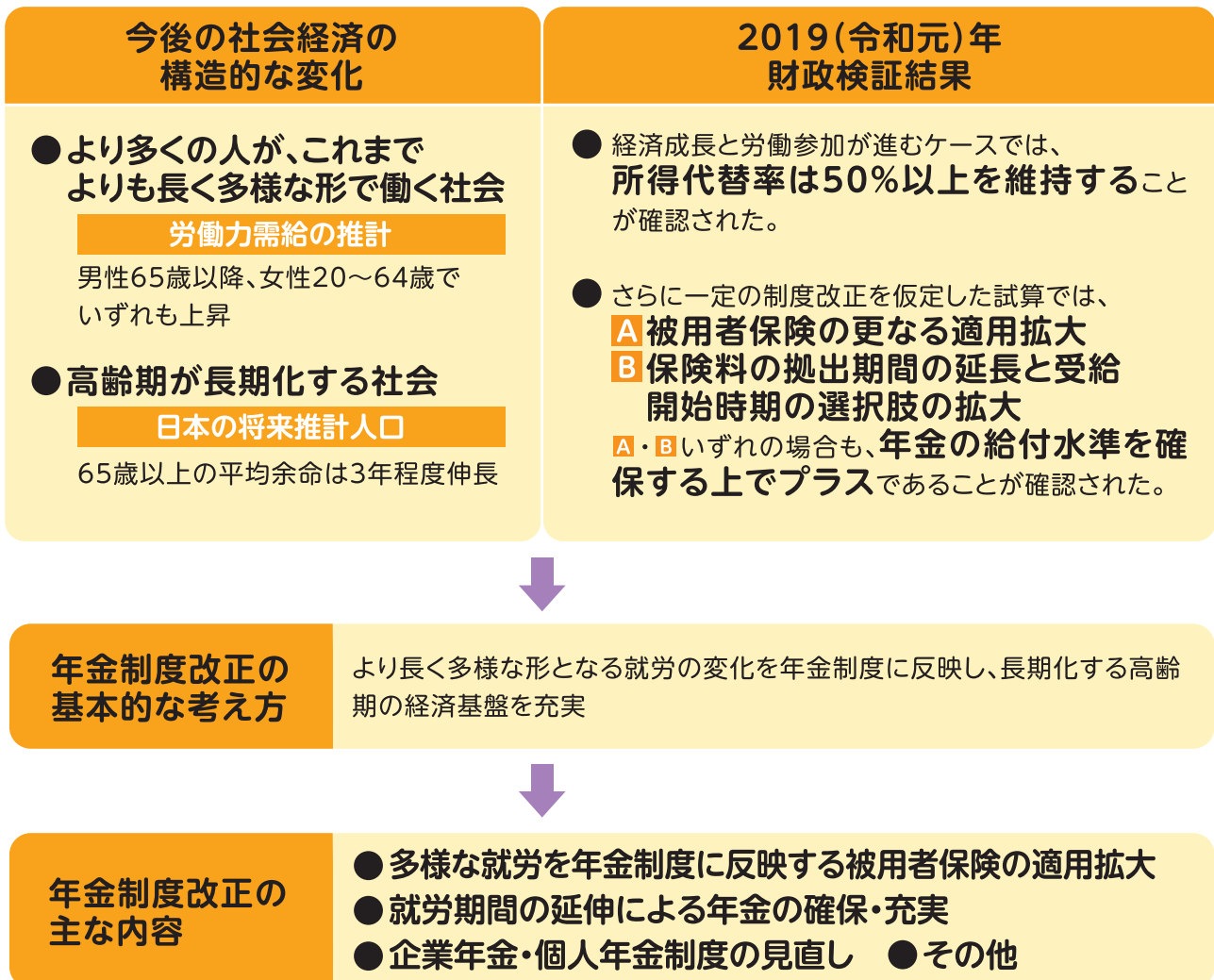
兵庫県市町村職員共済組合

2019(令和元)年財政検証結果を踏まえた 年金制度の機能強化のための 国民年金法等の一部を 改正する法律が公布されました

公的年金制度は、国民全体の連帯による世代間扶養のしくみによって終身にわたる確実な所得保障を行い、国民の老後等の生活設計の柱としての役割を果たすものです。長期的な制度であるため、社会・経済の変化を踏まえ、年金財政の健全性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うこととされています。

2019(令和元)年に発表された財政検証結果を踏まえ、働き方の多様化や高齢期の長期化という今後の社会経済の変化を見据えて、**より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実**させるための年金制度等の改正が行われることとなりました。

2019(令和元)年財政検証結果を踏まえた年金制度改正



地方公務員に関わる

年金制度の主な改正内容

2019(令和元)年財政検証を踏まえ、今回の年金制度改革は「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」と「高齢期の就労と年金受給の在り方」を柱とした考え方で行われます。

このパンフレットでは、地方公務員の皆さんに関わる制度改革等をピックアップし、次の3つのポイントを中心に解説します。今後の年金制度についてのご理解にお役立てください。



制度改革の3つのポイント

- I. 短時間労働者・非常勤職員の被用者保険の適用拡大
- II. 在職中の年金受給の在り方の見直し
- III. 受給開始時期の選択肢の拡大

I 短時間労働者・非常勤職員の被用者保険の適用拡大

6

- 1 短時間労働者の被用者保険の適用範囲の段階的な拡大
【令和4年10月～】

厚生年金

- 2 地方公務員等のうち被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付等を適用
【令和4年10月】

共済適用

参考 標準報酬月額等級表(令和4年10月1日以降)

9

Ⅱ 在職中の年金受給の在り方の見直し 10

- 1 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大【令和4年4月】

厚生年金

- 2 在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年改定【令和4年4月】

厚生年金

Ⅲ 受給開始時期の選択肢の拡大 14

- 1 現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大【令和4年4月~】

厚生年金

退職等年金給付

その他 その他の見直し 16

- 1 退職等年金給付の掛金取扱いの見直し【令和4年4月】

退職等年金給付

- 2 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の見直し【令和3年4月~】

厚生年金

退職等年金給付

- 3 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え【令和4年4月】

その他

- 4 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の引上げ、受給開始時期等の選択肢の拡大【令和4年4月~】

その他

付録 制度改正施行スケジュール 19

アイコンについて

厚生年金

厚生年金に関する制度改正

共済適用

共済組合の適用に関する制度改正

退職等年金給付

退職等年金給付に関する制度改正

その他

その他年金に関する制度改正

I

短時間労働者・非常勤職員の被用者保険の適用拡大

POINT

1

短時間労働者の被用者保険の適用範囲の段階的な拡大 【令和4年10月～】

厚生年金

現行

- 短時間労働者の被用者保険の適用範囲
- (1) 週労働時間20時間以上
 - (2) 月額賃金8.8万円以上
 - (3) 勤務期間1年以上見込み
 - (4) 学生は適用除外
 - (5) 適用事業所規模501人以上

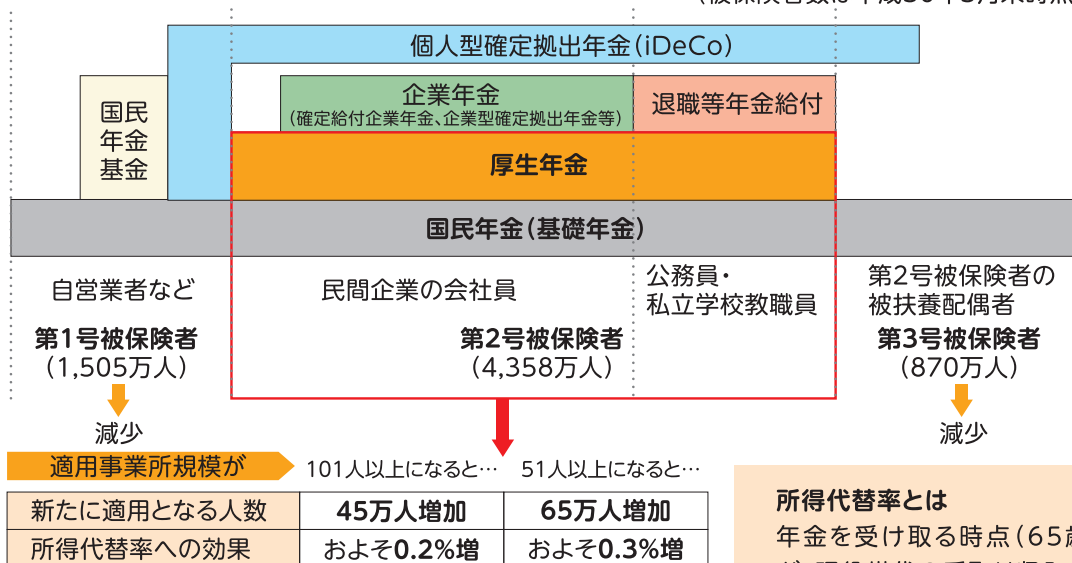
見直し後

- 短時間労働者の被用者保険の適用範囲
- (1) 週労働時間20時間以上
 - (2) 月額賃金8.8万円以上
 - (3) 勤務期間**2か月超**(令和4年10月1日施行)
 - (4) 学生は適用除外
 - (5) 適用事業所規模**101人以上**(令和4年10月1日施行)
→ 適用事業所規模 **51人以上**(令和6年10月1日施行)

被用者保険適用拡大による年金財政への効果

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者の年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険(厚生年金・国民年金)の更なる適用拡大が進められます。厚生年金の支え手を増やすことは、今後の年金制度の保障機能を強化していくためにも重要です。この適用拡大により、厚生年金だけでなく基礎年金の水準を確保する上でもプラスの効果があることが2019(令和元)年の財政検証で確認されています。

(被保険者数は平成30年3月末時点)



所得代替率とは

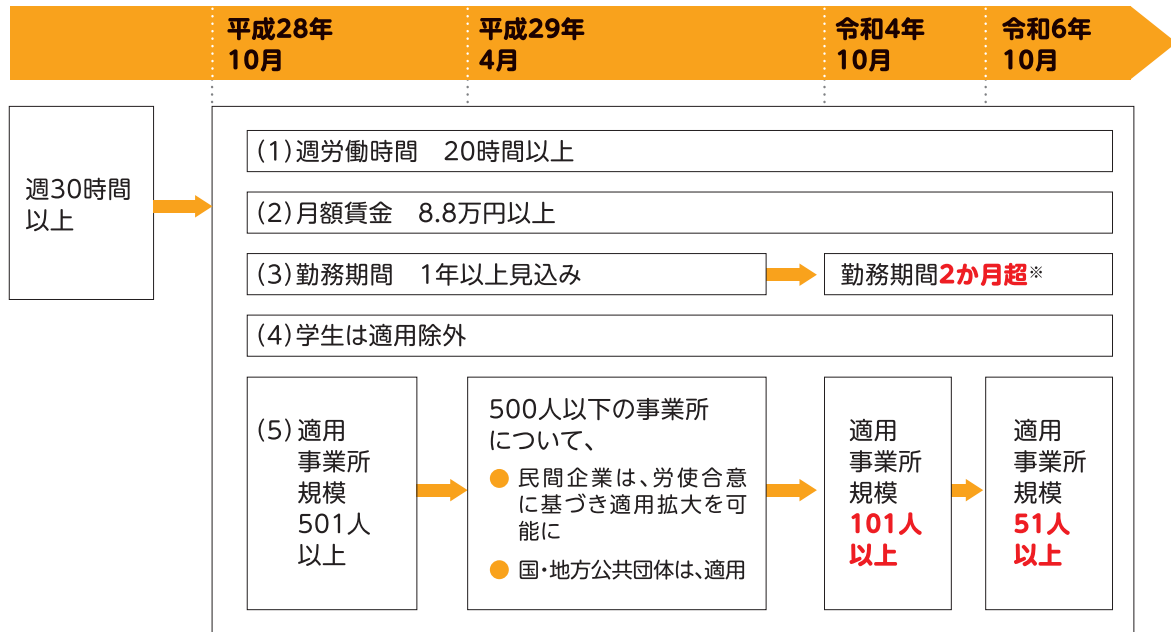
年金を受け取る時点(65歳)の年金額が、現役世代の手取り収入額と比較してどのくらいの割合かを示すものです。

注1) 所得代替率への効果は、2019年財政検証のケースⅢを基に機械的に計算されたものです。

注2) 上記推計は、今後の短時間労働者の増減や賃金動向によって変動します。

資料: 厚生労働省社会保障審議会年金部会(2019年12月25日)資料等を基に作成

●短時間労働者の被用者保険適用拡大の変遷



※雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、最初の雇用期間を含めて、当初から被用者保険の適用対象となります。

POINT

2

地方公務員等のうち被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付等を適用【令和4年10月】

共済適用

現行

被用者保険の適用対象である非常勤職員は、健康保険(協会けんぽ)が適用されている

見直し後

被用者保険の適用対象である非常勤職員を**地共済組合員**とし、**短期給付・福祉事業を適用**する(令和4年10月1日施行)

非常勤職員の方も組合員になれるようになります



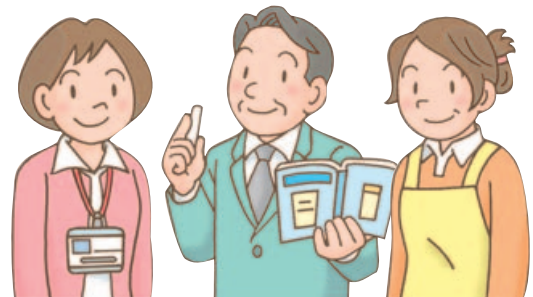
非常勤職員にも短期給付と福祉事業を適用

地方公務員における非常勤職員の占める割合は25%近くあり、業務の円滑な遂行に欠かせない存在となっています。

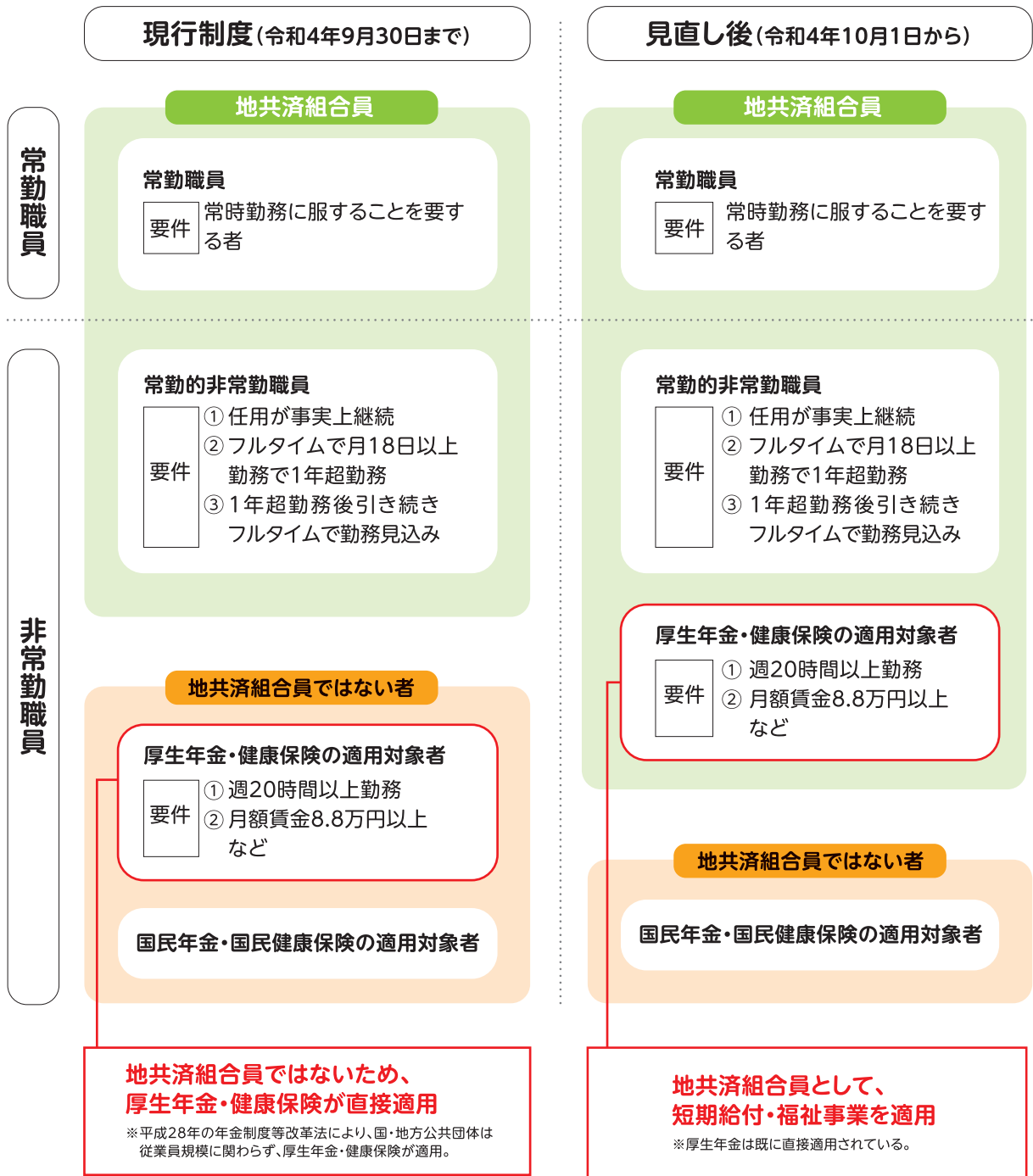
一定要件を満たす非常勤職員に対して、これまでの年金制度等改正により厚生年金・健康保険の適用拡大が行われてきましたが、地方公務員共済組合の加入対象となっていないため、これらの非常勤職員と常勤職員の間で、適用される被用者保険制度が異なる状況となっています。

常勤職員との均衡等を考慮し、非常勤職員の処遇改善を行う観点から、今回の年金制度改正法により、国家公務員共済制度とも足並みを揃え、厚生年金・健康保険の適用対象である非常勤職員に対して、地方公務員共済組合の組合員(以下、地共済組合員)とし短期給付・福祉事業を適用する改正が行われます。

※今回新たに地共済組合員となる非常勤職員は、既に厚生年金が適用されているため、今回の改正では短期給付・福祉事業のみが適用されます。



● 現行制度と見直し後



公務員共済制度の適用拡大等に併せて標準報酬月額等級表も見直されます

公務員共済制度の適用拡大に伴い、掛金の算定に用いられる標準報酬月額の等級表についても令和4年10月1日からは厚生年金保険及び健康保険と同じ標準報酬月額等級表に改められます。

(令和4年10月1日以降の標準報酬月額等級表について詳しくは9ページをご覧ください)

参考 標準報酬月額等級表 (令和4年10月1日以降)

標準報酬は、標準報酬月額等級表により以下の通り区分されます。

短期給付・福祉事業	厚生年金保険給付	退職等年金給付
58,000円～1,390,000円(50等級)	88,000円～650,000円(32等級)	88,000円～650,000円(32等級)

標準報酬			月額	報酬月額	
短期給付等	等級			円以上	円未満
	厚生年金	退職等年金給付			
			円		
1			58,000		63,000
2			68,000	63,000	73,000
3			78,000	73,000	83,000
4	1	1	88,000	83,000	93,000
5	2	2	98,000	93,000	101,000
6	3	3	104,000	101,000	107,000
7	4	4	110,000	107,000	114,000
8	5	5	118,000	114,000	122,000
9	6	6	126,000	122,000	130,000
10	7	7	134,000	130,000	138,000
11	8	8	142,000	138,000	146,000
12	9	9	150,000	146,000	155,000
13	10	10	160,000	155,000	165,000
14	11	11	170,000	165,000	175,000
15	12	12	180,000	175,000	185,000
16	13	13	190,000	185,000	195,000
17	14	14	200,000	195,000	210,000
18	15	15	220,000	210,000	230,000
19	16	16	240,000	230,000	250,000
20	17	17	260,000	250,000	270,000
21	18	18	280,000	270,000	290,000
22	19	19	300,000	290,000	310,000
23	20	20	320,000	310,000	330,000
24	21	21	340,000	330,000	350,000
25	22	22	360,000	350,000	370,000
26	23	23	380,000	370,000	395,000
27	24	24	410,000	395,000	425,000
28	25	25	440,000	425,000	455,000
29	26	26	470,000	455,000	485,000
30	27	27	500,000	485,000	515,000
31	28	28	530,000	515,000	545,000
32	29	29	560,000	545,000	575,000
33	30	30	590,000	575,000	605,000
34	31	31	620,000	605,000	635,000
35	32	32	650,000	635,000	665,000
36			680,000	665,000	695,000
37			710,000	695,000	730,000
38			750,000	730,000	770,000
39			790,000	770,000	810,000
40			830,000	810,000	855,000
41			880,000	855,000	905,000
42			930,000	905,000	955,000
43			980,000	955,000	1,005,000
44			1,030,000	1,005,000	1,055,000
45			1,090,000	1,055,000	1,115,000
46			1,150,000	1,115,000	1,175,000
47			1,210,000	1,175,000	1,235,000
48			1,270,000	1,235,000	1,295,000
49			1,330,000	1,295,000	1,355,000
50			1,390,000	1,355,000	~

II

在職中の年金受給の 在り方の見直し

POINT

1

**60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を
対象とした在職老齢年金制度について、支給停止と
ならない範囲を拡大
【令和4年4月】**

厚生
年金

現行

65歳未満の在職中の
支給停止の基準額
28万円



見直し後

65歳未満の在職中の支給停止の基準額
47万円※
※令和2年度額。法令に基づき
改定される場合があります。
(令和4年4月1日施行)



65歳以上も未満も
支給停止の基準額は
47万円に

在職老齢年金制度の見直しの背景

年金額が減らないように就業時間を調整しながら働くなど、在職老齢年金制度が就労に与える影響が一定程度確認されていることや、高齢期の就労を支援するといった観点から見直しが必要とされていました。

また、65歳未満28万円、65歳以上47万円で支給停止の基準額が異なる現行制度では、一般組合員の年金支給開始年齢が65歳からとなる令和3年度以降、同じ60歳台前半でも適用される支給停止の基準額が混在し、わかりにくくなります(下図)。

● 現行制度では

	令和3年度 60歳	61歳	62歳	63歳	令和7年度 64歳	65歳	66歳	67歳
1961年4月2日生まれ の一般組合員 老齢厚生年金の 支給開始年齢:65歳	繰上げた本来支給の老齢厚生年金					本来支給の老齢厚生年金		
	47万円基準					47万円基準		
1960年4月1日生まれ の特定警察職員※1または 特定消防職員※2 特別支給の老齢厚生年金の 支給開始年齢:61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
	特別支給の老齢厚生年金			本来支給の老齢厚生年金				
	28万円基準			47万円基準				

※1 特定警察職員とは、老齢厚生年金等の受給権取得時に、警部または皇宮警部以下の警察官として、引き続き20年以上在籍していた人等をいいます。

※2 特定消防職員とは、老齢厚生年金等の受給権取得時に、消防司令または副団長以下の消防職員として、引き続き20年以上在籍していた人等をいいます。

支給停止の基準額を 65歳未満も以上も同じ47万円に



現行の支給停止の基準額は65歳未満は28万円、65歳以上は47万円に分けられていますが、見直しにより65歳未満も65歳以上と同じ支給停止の基準額47万円に上げられます。

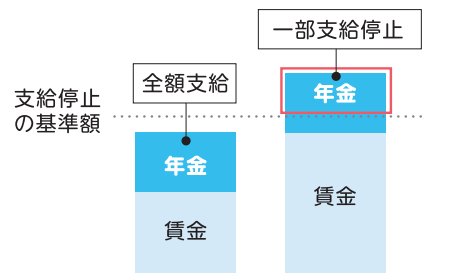
在職老齢年金制度のしくみ

厚生年金の被保険者が賃金と年金の合計額が下記の支給停止の基準額を超える場合に、年金の一部または全部の支給が停止されます。

令和4年3月31日まで	
65歳未満	65歳以上
支給停止の基準額 28万円	支給停止の基準額 47万円

↓

令和4年4月1日から	
65歳未満	65歳以上
支給停止の基準額 47万円	



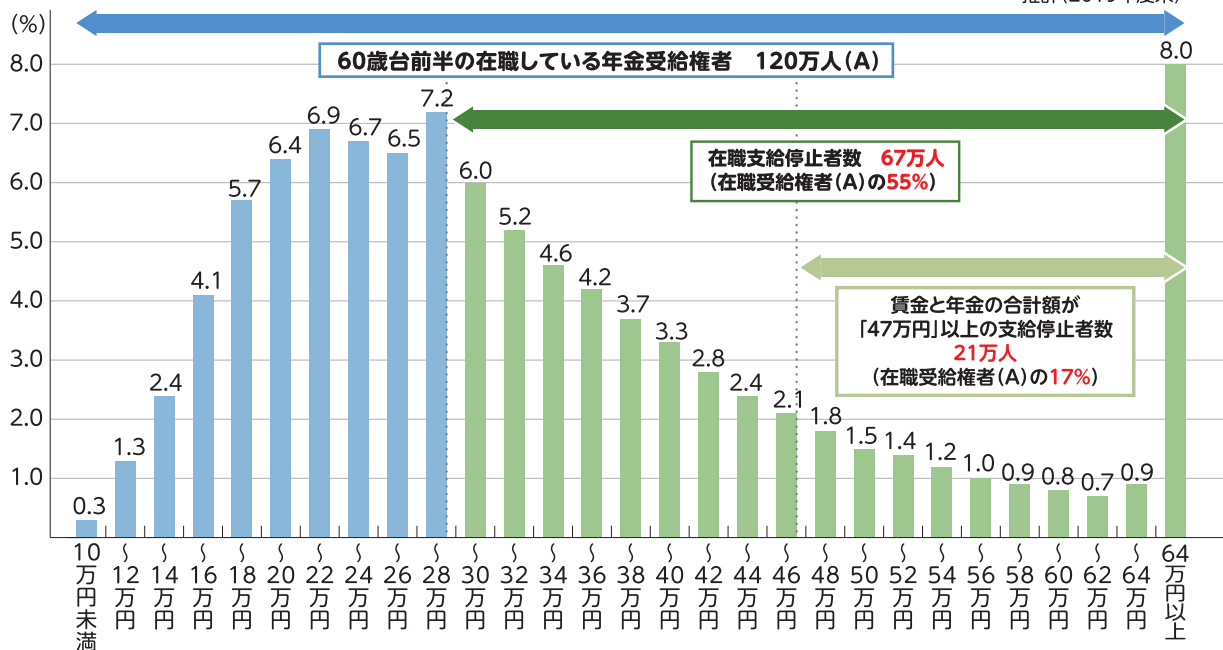
※ 支給停止の基準額は法令に基づき改定される場合があります。

60歳台前半の在職老齢年金制度の状況

賃金と年金の合計額の階級別に見ると、26万円以上28万円未満の方が多く、在職している年金受給権者の半数強が支給停止の対象になっています。また、賃金と年金の合計額が47万円以上で支給停止されている方は17%程度となっています。

賃金(総報酬月額相当額)と年金(注1)の合計の階級別 在職老齢年金受給権者(60歳台前半)の構成割合

推計(2019年度末)



注1) 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額には日本年金機構が支給する分であり共済組合等が支給する分は含まれていないため、基準額(28万円)未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。

注2) 第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

出典: 厚生労働省社会保障審議会年金部会(2019年12月25日)資料を一部改変

POINT

2

在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の 年金額を毎年改定 【令和4年4月】

厚生
年金

現行

老齢厚生年金の受給権取得後に
就労した場合、資格喪失時(退職
時・70歳到達時)に老齢厚生年
金の額を改定



見直し後

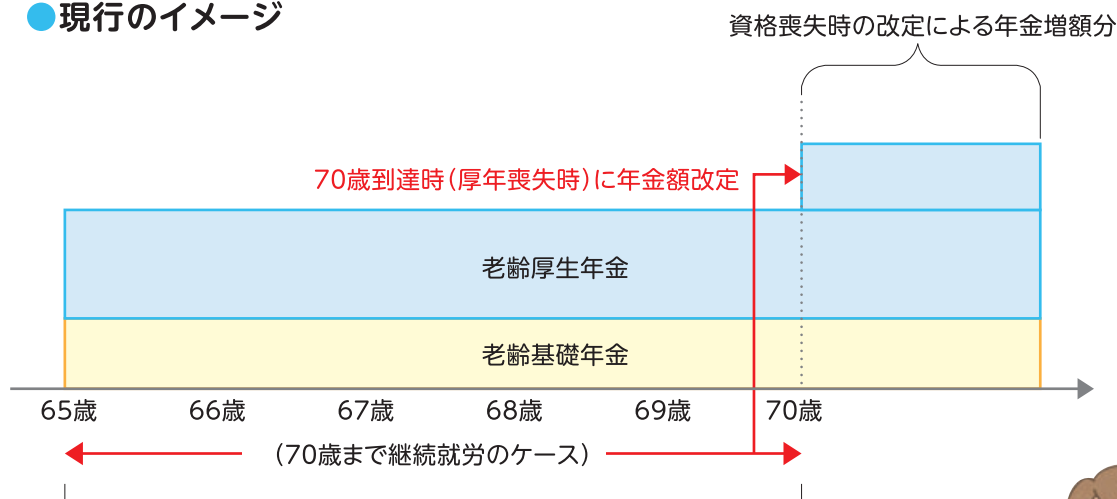
資格喪失時の改定に加え、65歳以上の者
については、**在職中であっても、年金額を
定時に改定(毎年1回、10月分から。)**
【在職定時改定】
(令和4年4月1日施行)



在職中の保険料が年金額に反映されにくかった

現在の年金制度では、65歳以上で在職中の方の年金額は、退職したとき、または70歳に到達したときのどちらかのタイミングで再計算が行われます。つまり、65歳から働き続けている方が納めている厚生年金保険料は、退職するか、70歳にならないと年金額に反映されません。

● 現行のイメージ



働き続けている(=厚生年金保険料を納めている)が、
その間は年金額には反映されない。

働いている間も、支払った保険
料の分は年金額に反映して
ほしいですね

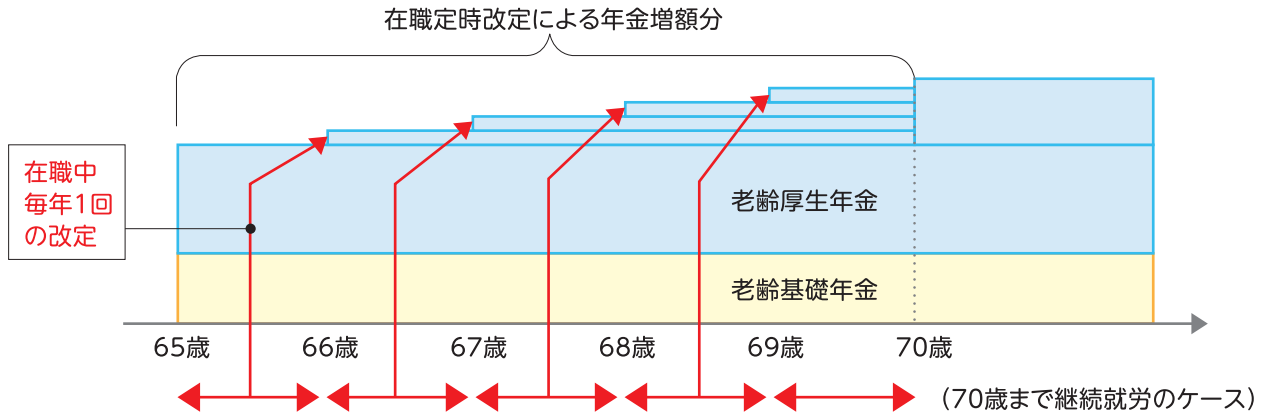


在職中は毎年1回定時に年金を改定

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、在職中であっても年金額の改定を定時（毎年1回）に行います。

高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実が図られます。

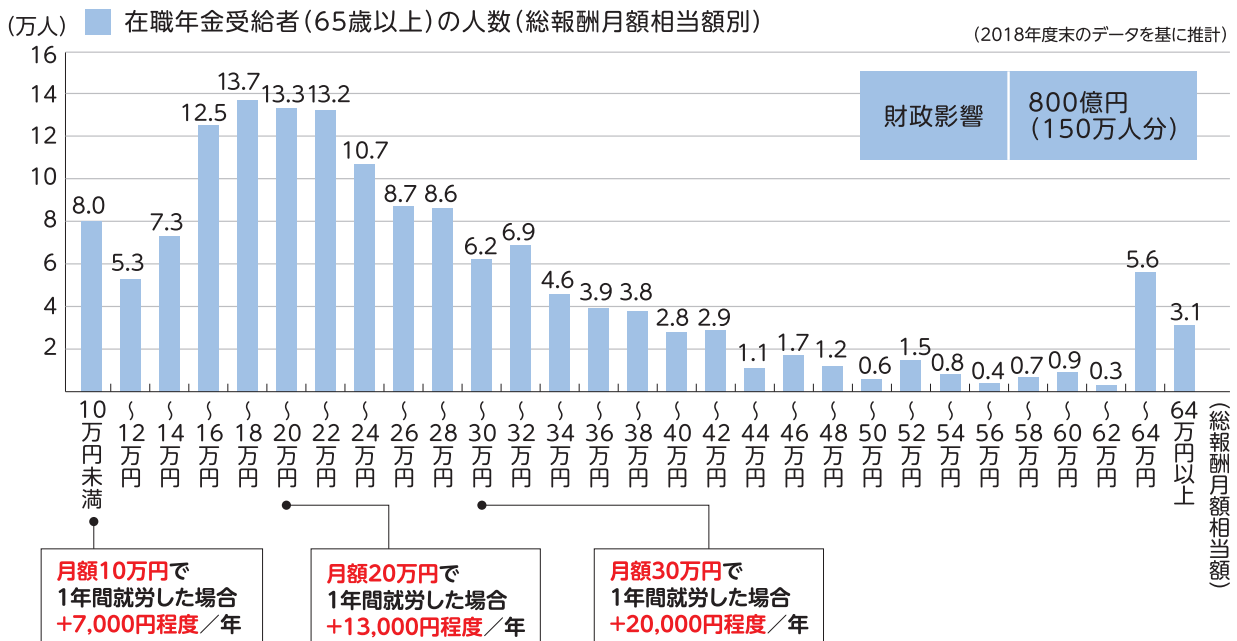
●見直し後の在職定時改定のイメージ



報酬額別の在職年金受給者の分布から見る在職定時改定の効果

下記は、報酬額別の在職年金受給者の分布です。月額20万円で1年間就労したとき、年間13,000円程度の年金額の増加が見込まれます。

報酬額別の在職年金受給者の分布から見る在職定時改定の効果



注1) 総報酬月額相当額は、標準報酬月額と1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合計した額。
 注2) 厚生年金の加入期間が480月(40年)に満たない場合は、更に経過的加算が加算される(1年間就労した場合、+20,000円程度/年)。
 注3) 図中の「在職年金受給者(65歳以上)の人数(総報酬月額相当額別)」は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ在職年金受給者を基に在職定時改定対象者の分布を作成。データの制約上、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。
 注4) 財政影響は、現行制度を前提に、在職老齢年金制度などの支給停止の状況を踏まえて推計したもの。
 出典:厚生労働省社会保障審議会年金部会(2019年12月25日)資料を一部改変

Ⅲ

受給開始時期の 選択肢の拡大

POINT

1

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大【令和4年4月～】

厚生年金

退職等年金給付

現行

<国民年金・厚生年金>

繰上げ受給 60歳から
減額率一月当たり ▲0.5%

繰下げ受給 70歳まで
増額率一月当たり +0.7%

<退職等年金給付>

繰上げ受給 60歳から

繰下げ受給 70歳まで

見直し後

<国民年金・厚生年金>

繰上げ受給 60歳から
減額率一月当たり ▲0.4%

繰下げ受給 75歳まで
増額率一月当たり +0.7%

<退職等年金給付>

繰上げ受給 60歳から

繰下げ受給 75歳まで

(令和4年4月1日施行)



変わるのは
**繰上げ減額率と
繰下げ年齢上限**

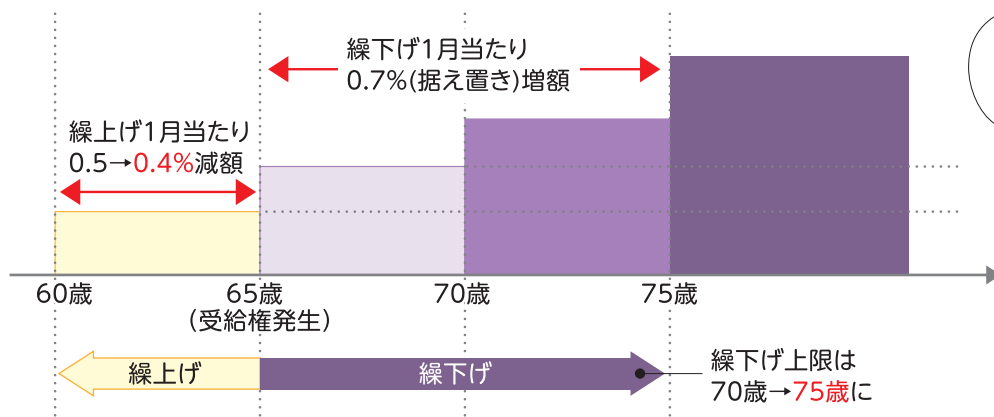
75歳まで繰下げ可能に

これまでの国民年金・厚生年金の受給開始時期は原則として60歳から70歳まででしたが、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度をより柔軟で使いやすいものとするため上限を75歳に見直します。

繰下げ受給した場合の増額率は一月当たり0.7%増額で据え置かれますが、繰上げ受給した場合の減額率については、平均余命の延伸に伴い一月当たり0.4%減額に引下げられる予定です。

また、退職等年金給付の退職年金の繰下げ上限についても、国民年金・厚生年金と同じ75歳に見直されます。

※受給権を取得した日の年齢によっては、繰下げ可能年齢が異なる場合があります。



※上記は国民年金・厚生年金の増(減)額率です。退職等年金給付は異なります。

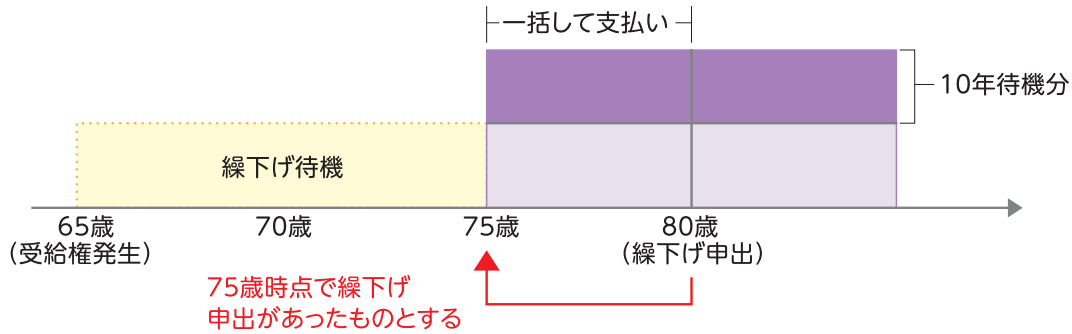
上限年齢以降に請求する場合、上限年齢で繰下げ（令和4年4月1日施行）

国民年金・厚生年金の現行制度では、繰下げ上限である70歳到達以降に繰下げ申出を行った場合、70歳時点で繰下げ申出があったものとみなして加算額の計算及び支給が行われます。

繰下げ上限年齢の引上げに伴い、上記のみなし年齢も70歳から75歳になります。

なお、退職等年金給付についても同様の制度が新設されます。

※受給権を取得した日の年齢によっては、繰下げ可能年齢が異なる場合があります。



70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度（令和5年4月1日施行）

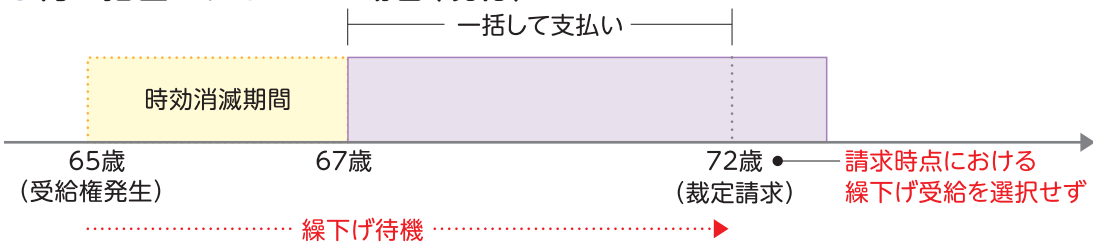
70歳になってから請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から支給されることとなりますが、その際一部の支分権が時効(5年間)により消滅します。

このため、70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給します。(国民年金・厚生年金の場合、支給する年金には受給権発生から裁定請求の5年前までの月数に応じた増額が行われます)

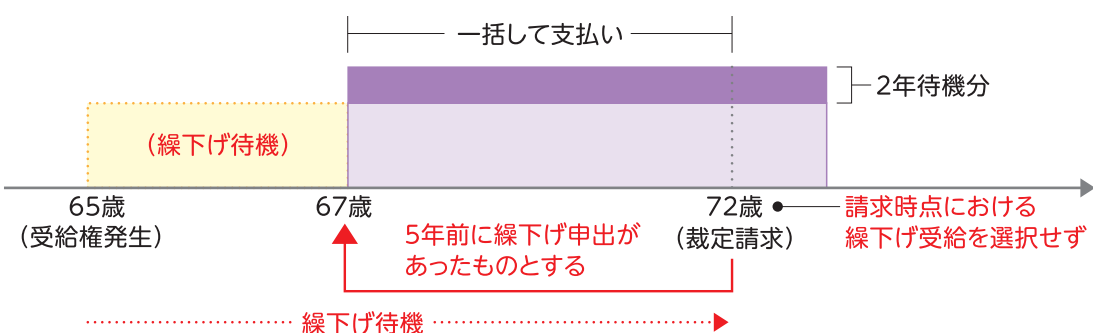
※受給権を取得した日の年齢によっては、上記の年齢「70歳」が異なる場合があります。

例 72歳まで繰下げ待機をしていた方が65歳から本来受給を選択したケース

●何も措置されなかった場合(現行)



●請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給した場合(見直し後)



POINT

1

退職等年金給付の掛金取扱いの見直し 【令和4年4月】

退職等
年金給付

現行

組合員資格を取得した日の属する月にその資格を喪失し、その月に更に厚生年金の被保険者*もしくは国民年金の被保険者*の資格を取得したときは、その月の退職等年金給付の掛金は徴収する

*地共済または国共済の組合員を除く。



見直し後

左記の場合に、その月の退職等年金給付の掛金は**徴収しない**

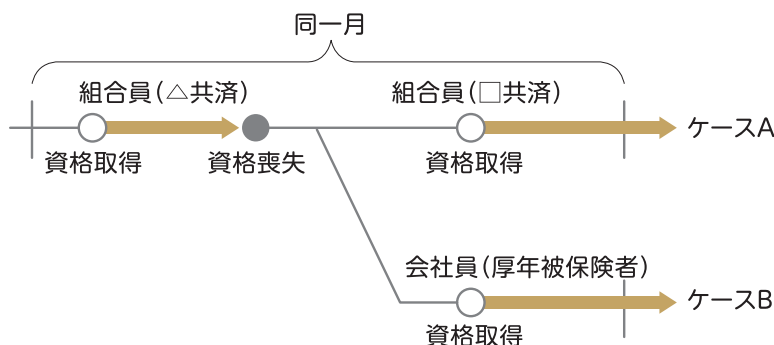
(令和4年4月1日施行)

組合員資格を同月得喪した場合の掛金の取扱いが変わります

現行制度では、退職等年金給付の掛金について、組合員資格を取得した日の属する月にその資格を喪失した場合は、その月の掛金は徴収されます。ただし、その月に更に地共済または国共済の組合員となった場合、その月の掛金は徴収されません。

厚生年金の保険料については、その月に更に組合員となった場合に加え、厚生年金の被保険者(組合員を除く)もしくは国民年金の被保険者(国民年金第2号被保険者を除く)になった場合も、掛金は徴収されないこととされています。

今回の制度改正により、退職等年金給付の掛金についても、厚生年金の保険料と同様に、厚生年金の被保険者もしくは国民年金の被保険者の資格を取得した場合にも徴収されなくなります。



ケースAの場合、退職等年金給付の掛金は徴収されないが、ケースBの場合、徴収されていた。



改正により、ケースBの場合でも、退職等年金給付の掛金は徴収されなくなる。

POINT

② 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の見直し 【令和3年4月～】

厚生
年金

退職等
年金給付

現行

厚生年金・国民年金の脱退一時金の
支給上限年数 3年



見直し後

厚生年金・国民年金の脱退一時金の
支給上限年数 **5年**
(令和3年4月1日施行)

脱退一時金の支給上限年数は5年に

平成31年4月の出入国管理法の改正により、期間更新に限度のある在留資格における在留期間の上限が5年となったことなどから、脱退一時金制度についても支給上限年数を5年に見直される予定です。

短期滞在の外国人に 対する脱退一時金

日本国籍を有しない方が、厚生年金や国民年金の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、脱退一時金を請求することができます。
支給額は被保険者であった期間に応じて計算(現行、支給上限3年)されます。

退職等年金給付に短期滞在の外国人に対する脱退一時金が新設されます

日本国籍を有しない組合員であった方で、組合員期間にかかる厚生年金の脱退一時金を請求した方は、退職等年金給付についても脱退一時金を請求できるようになります。(令和4年4月1日施行)

POINT

③ 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え 【令和4年4月】

その他

現行

国民年金の被保険者となった方に対する資格取得のお知らせとして「国民年金手帳」が交付される



見直し後

「国民年金手帳※」から「**基礎年金番号通知書**」に切り替える
※経過措置として、当面の間は引き続き利用可能。
(令和4年4月1日施行)

手帳形式を廃止

近年、被保険者情報は既にシステム管理されており、個人番号も導入され、行政手続きでも国民年金手帳の提出は不要になっていました。手帳形式を廃止し通知のみとすることで、諸業務の簡素化・効率化や、事務コストの削減等が期待できます。

4

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入可能年齢の引上げ、 受給開始時期等の選択肢の拡大 【令和4年4月～】

その他

現行

組合員の場合

加入可能年齢 60歳未満

受給開始年齢 60～70歳の間

見直し後

組合員の場合

加入可能年齢 **65歳未満** (令和4年5月1日施行)受給開始年齢 60～**75歳**の間 (令和4年4月1日施行)

64歳まで加入可能、受け取りも75歳までの間に

現行制度では、個人型確定拠出年金 (iDeCo) は国民年金被保険者 (第1・2・3号) で60歳未満の方が加入でき、60歳から70歳までの間で受給開始時期を選択することができます。

高齢期の就労が拡大していることを踏まえて、国民年金被保険者であれば加入可能 (下記参照) になります。共済組合の組合員は、国民年金第2号被保険者であり、国民年金第2号被保険者の資格は65歳未満であることから、加入可能年齢は65歳未満に引き上げられることになります。

また、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大 (14ページ参照) に伴い、iDeCoについても受給開始年齢の上限が75歳に見直されます。

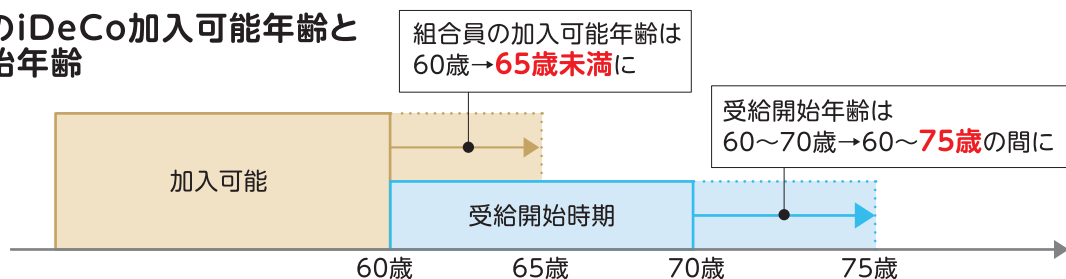
● 国民年金被保険者の資格

被保険者の種別	年齢
第1号被保険者 (自営業者など)	20歳以上60歳未満
第2号被保険者 (サラリーマン・公務員など)	65歳未満
第3号被保険者 (被扶養配偶者)	20歳以上60歳未満
任意加入被保険者 (60歳以上で保険料納付済 期間等が480月未満)	60歳以上 65歳未満

iDeCoの
加入可能年齢に



● 組合員のiDeCo加入可能年齢と 受給開始年齢



付録 制度改正施行スケジュール

令和3年4月1日

- 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の見直し ➡ 17ページ

令和4年4月1日

- 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大 ➡ 10ページ
- 在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年改定 ➡ 12ページ
- 現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大 ➡ 14ページ
- 退職等年金給付の掛金取扱いの見直し ➡ 16ページ
- 退職等年金給付に短期滞在の外国人に対する脱退一時金が新設 ➡ 17ページ
- 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え ➡ 17ページ
- 個人確定拠出年金(iDeCo)の受給開始時期等の選択肢の拡大 ➡ 18ページ

令和4年5月1日

- 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の引上げ ➡ 18ページ

令和4年10月1日

- 短時間労働者の被用者保険の適用範囲の段階的な拡大(勤務期間・適用事業所規模) ➡ 6ページ
- 地方公務員等のうち被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付等を適用 ➡ 7ページ
- 標準報酬等級の見直し ➡ 8ページ

令和6年 財政検証(予定)

令和6年10月1日

- 短時間労働者の被用者保険の適用範囲の段階的な拡大(適用事業所規模) ➡ 6ページ

地方公務員の 年金制度等が変わります

～厚生年金保険法等の改正の概要～



※当パンフレットの内容は、令和2年9月時点での法令、厚生労働省資料、総務省資料等を基に作成しております。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。